

# 資料



## 目標一覧表

### 1 乳幼児期

目標	現状 (H29)		目標値 (H35)	出典
むし歯のない幼児 (3歳児) の増加	74.8% (平成27年度)		80%以上	厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」
不正咬合等が認められる幼児 (3歳児) の減少	17.7% (平成27年度)		15%以下	厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」
フッ化物歯面塗布を受けたことのある幼児の増加	1歳6ヵ月児	65.0%	80%以上	熊本県歯科保健実態調査
	3歳児	84.6%	90%以上	
間食として甘味食品・甘味飲料を頻回 (1日3回以上) に飲食する習慣のある幼児の減少	1歳6ヵ月児	22.9%	20%以下	熊本県歯科保健実態調査
	3歳児	18.9%	15%以下	
保育所・幼稚園におけるフッ化物洗口実施率の増加 (実施している施設の割合)	67.4% (平成28年度)		80%以上	熊本県歯科保健状況調査

### 2 学齢期

目標	現状 (H29)		目標値 (H35)	出典
12歳児のむし歯有病者率の減少	39.71% (平成28年度)		30%以下	熊本県歯科保健状況調査
12歳児の一人平均むし歯数の減少	1.13本 (平成28年度)		0.84本以下	熊本県歯科保健状況調査
歯肉に炎症のある人の減少	中学1年生 (12歳児) (平成28年度)	GO 20.46%	16%以下	熊本県歯科保健実態調査
		G 5.01%	3%以下	
	高校1年生 (15歳児) (平成28年度)	GO 20.04%	16%以下	
		G 4.04%	3%以下	
小・中学校におけるフッ化物洗口実施率の増加 (実施している施設の割合)	小学校	76.6%	100%	熊本県健康づくり推進課調べ
	中学校	72.6%	100%	

### 3 成人期

目標	現状 (H29)		目標値 (H35)	出典
進行した歯周病を有する人の減少	40歳	51.6% 60.0% 65.1%	35%以下	熊本県歯科保健実態調査
	50歳 (平成28年度)		40%以下	
	60歳		50%以下	
60歳で24本以上の自分の歯を有する人の増加	64.4%		70%以上	熊本県健康・食生活に関する調査
歯間部清掃用器具 (デンタルフロス、歯間ブラシ) を使用している人の増加	20~64歳	54.8%	65%以上	熊本県健康・食生活に関する調査
過去1年間に歯科健康診査を受診した人 (かかりつけ歯科医をもっている人) の増加	20~64歳	41.4%	50%以上	熊本県健康・食生活に関する調査
過去1年間に歯科医院等で歯石除去や歯面清掃を受けた人の増加	20~64歳	41.4%	50%以上	熊本県健康・食生活に関する調査
健康増進事業における歯周病検診を実施している市町村数の増加	23/45市町村 (平成28年度)		45市町村	厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

#### 4 高齢期

目標	現状 (H29)		目標値 (H35)	出典
80歳で20本以上の自分の歯を有する人の割合の増加	51.7%		60%以上	熊本県健康・食生活に関する調査
過去1年間に歯科健康診査を受診した人(かかりつけ歯科医をもっている人)の増加	65歳以上	45.7%	55%以上	熊本県健康・食生活に関する調査
過去1年間に歯科医院等で歯石除去や歯面清掃を受けた人の増加	65歳以上	46.4%	55%以上	熊本県健康・食生活に関する調査
健康増進事業における歯周病検診を実施している市町村数の増加	23/45市町村 (平成28年度)		45市町村	厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

#### 5 障がい者・要介護者

目標	現状 (H29)		目標値 (H35)	出典
在宅療養支援歯科診療所数の増加	226 (平成29年10月)		250	施設基準等届出受理医療機関名簿(九州厚生局)
障害児(者)のむし歯予防や口腔清掃等の知識・技術を習得した職員を有する入所施設の割合の増加	—		50% (平成33年3月)	熊本県障がい者支援課調べ

#### 6 歯科医療

目標	現状 (H29)		目標値 (H35)	出典
過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合(かかりつけ歯科医をもっている者の割合)の増加	42.5%		50%	熊本県健康・食生活に関する調査
在宅療養支援歯科診療所数の増加	226 (H29年10月)		250	施設基準等届出受理医療機関名簿(九州厚生局)
回復期における医科歯科連携登録歯科医師数の増加	79人 (H29年3月)		220人	医科歯科病診連携推進事業(回復期)実績
回復期における医科歯科連携登録歯科衛生士数の増加	451人 (H29年3月)		730人	医科歯科病診連携推進事業(回復期)実績

#### 7 医療連携

目標	現状 (H29)		目標値 (H35)	出典
がん診療医科歯科連携紹介患者数の増加	1,140人		年間 2,000人	医科歯科病診連携推進事業(がん診療)実績
医科歯科連携を行う回復期病院数の増加	6病院		20病院	医科歯科病診連携推進事業(回復期)実績

### 第3次熊本県歯科保健医療計画目標の達成状況

#### 1 評価の方法

第3次熊本県歯科保健医療計画の進捗状況を把握するとともに、今後の計画の見直しや施策の推進に把握するため、指標のデータを用い達成状況の把握を行いました。

今回の評価にあたっては、平成29年度に実施した「熊本県歯科保健実態調査」、「熊本県健康・食生活に関する調査」等にて、分析・評価を行いました。

#### 2 評価の結果

第3次歯科保健医療計画の53の指標について評価を行ったところ、「達成」が12項目（22.6%）、「前進」が29項目（54.7%）、「維持」が4項目（7.5%）、「後退」が5項目（9.4%）、「不明」が3項目（5.7%）という状況でした。後退した指標もあることから、歯科保健医療施策の充実が必要です。

#### 3 評価一覧表

ステージ	目 標	対象	策定時 (H23)	現状値 (H29)	目標値	評価	
乳 幼 児 期	むし歯のない幼児の増加	3歳児	72.56 % (H22)	74.82 % (H27)	80 %以上	前進	
	不正咬合等が認められる幼児の減少	3歳児	17.2 % (H22)	17.7 % (H27)	15 %以下	後退	
	フッ化物歯面塗布を受けたことのある幼児の増加	1歳6ヵ月児	65.6 %	65.0 %	80 %以上	維持	
		3歳児	78.8 %	84.6 %	90 %以上	前進	
	間食として甘味食品・甘味飲料を頻回（1日に3回以上）に飲食する習慣のある幼児の減少	1歳6ヵ月児	22.6 %	22.9 %	20 %以下	維持	
		3歳児	25.7 %	18.9 %	20 %以下	前進	
	保育所・幼稚園におけるフッ化物洗口実施率の増加（実施している施設の割合）	保育所・幼稚園等	48.0 %	67.4 % (H28)	70 %以上	前進	
学 齢 期	むし歯のない12歳児の増加	12歳児	46.9 %	60.3 % (H28)	52 %以上	達成	
	12歳児の一人平均むし歯数の減少	12歳児	1.65 本	1.13 本 (H28)	1.0 本以下	前進	
	中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	中学1年生	GO	21.32 %	GO 20.46 % (H28)	16 %以下	前進
			G	5.05 %	G 5.01 % (H28)	3 %以下	維持
		高校1年生	GO	20.67 %	GO 20.04 % (H28)	16 %以下	前進
			G	6.05 %	G 4.04 % (H28)	3 %以下	前進
	個別的な歯口清掃指導を受ける人の割合の増加	12歳児	23 %	/	40 %以上	不明	
（過去1年間に受けたことのある人の割合）	うち歯科医院で指導	18.2 %	/	30 %以上	不明		

ステージ	目 標	対象	策定時 (H23)	現状値 (H29)	目標値	評価
学 齢 期	フッ化物配合歯磨剤使用の増加  (使用している人の割合)	12歳児	79.0 %	/ %	90 %以上	不明
	少・中学校におけるフッ化物洗口の実施率の増加 (実施している施設の割合)	小・中学校等	0.7 %	76.5 %	30 %以上	達成
成 人 期 「 妊 産 婦 を 含 む 」	進行した歯周炎を有する人の減少	40歳	47.0 % (H22)	51.6 %	35 %以下	後退
		50歳	56.5 % (H22)	60.0 %	40 %以下	後退
		60歳	63.5 % (H22)	65.1 %	50 %以下	後退
	60歳で24本以上の自分の歯を有する人の増加	60歳	63.9 %	67.1 %	70 %以上	前進
	歯間部清掃用器具 (デンタルフロス、歯間ブラシ) を使用している人の増加	20歳	23.7 %	35.2 %	30 %以上	達成
		30歳	34.1 %	42.6 %	40 %以上	達成
		40歳	47.9 %	43.8 %	50 %以上	後退
		50歳	44.7 %	46.4 %		前進
		60歳	43.4 %	52.1 %		達成
	過去1年間に歯科健診を受診した人 (かかりつけ歯科医を持っている人) の増加	20歳	21.1 %	40.3 %	30 %以上	達成
		30歳	36.8 %	37.6 %	40 %以上	前進
		40歳	32.5 %	41.1 %	50 %以上	前進
		50歳	40.4 %	41.9 %		前進
		60歳	44.7 %	48.1 %		前進
	過去1年間に歯科医院等で歯石除去や歯面清掃を受けた人の増加	20歳	21.1 %	41.2 %	30 %以上	達成
		30歳	36.8 %	37.3 %	40 %以上	前進
		40歳	34.2 %	42.5 %	50 %以上	前進
		50歳	39.7 %	45.5 %		前進
		60歳	42.3 %	48.8 %		前進
	健康増進事業における歯周病検診を実施している市町村数の増加	市町村	19 市町村	23 市町村	28 市町村以上	前進

ステージ	目 標	対象	策定時 (H23)	現状値 (H29)	目標値	評価	
高齢期	80歳で20歯以上の自分の歯を有する人の増加	80歳	38.3 %	51.7 %	50 %以上	達成	
	過去1年間に歯科健診を受診した人 (かかりつけ歯科医を持っている人)の増加	70歳	47.3 %	51.4 %	55 %以上	前進	
		80歳	38.3 %	44.8 %	45 %以上	前進	
		85歳以上	23.3 %	23.6 %	30 %以上	維持	
		70歳	50.0 %	51.4 %	60 %以上	前進	
	過去1年間に歯科医院等で歯石除去や歯面清掃を受けた人の割合の増加	80歳	37.0 %	44.8 %	45 %以上	前進	
		85歳以上	20.0 %	23.6 %	30 %以上	前進	
		健康増進事業における歯周病検診を実施している市町村数の増加(再掲)	市町村	19 市町村	23 市町村	28 市町村以上	前進
	障がい者・要介護者	障がい者受け入れ歯科医療機関数の増加	診療所	167 施設	286 施設	195 施設	達成
			病院	14 施設	15 施設 (H28年)	17 施設	前進
口腔ケアリーダー育成を全地域で実施する		歯科医師 歯科衛生士	4 地域	11 地域	10 地域	達成	
歯科医療	過去1年間に歯科健康診査をうけた人 (かかりつけ歯科医を持っている人)の増加	20歳以上	39.3 %	42.5 %	50 %	前進	
	無歯科医地区数の減少	歯科医療機関	23 地区 (H21.12)	21 地区 (H26.12)	17 地区	達成	
	障がい者受け入れ歯科医療機関数の増加(再掲)	診療所	167 施設	286 施設	195 施設	達成	
		病院	14 施設	15 施設 (H28年)	17 施設	前進	
	在宅療養支援歯科診療所のある市町村数の増加	在宅療養支援 歯科診療所数	18 市町村	32 市町村 (H29年)	45 市町村	前進	

評価の算出式：(現状値－策定時) / (目標値－策定時) \* 100

達成：現状が計画で定めた目標値に到達しているもの

前進：目標値に対する達成状況が10%以上で目標には達していないもの

維持：目標値に対する達成状況が-10%以上から10%未満

後退：目標値に対する達成状況が-10%未満

不明：-

## 熊本県歯科保健推進会議設置要綱

### (目的及び名称)

第1条 関係機関や関係団体との連携を密にし、熊本県のむし歯や歯周疾患予防をはじめとする、歯科保健に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、熊本県歯科保健推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- (1) 歯科保健に関する推進方策に関すること。
- (2) 歯科保健に関する情報提供や調査に関すること。
- (3) その他歯科保健の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員の職務)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (招集)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、事業を円滑に進めるため、学識経験者等の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (ワーキング部会)

第6条 推進会議にワーキング部会を置くことができる。

- 2 ワーキング部会の委員は、別表に掲げる関係機関等の指名した者をもって構成する。
- 3 ワーキング部会の会長は、部会委員の互選によって選出する。

### (庶務)

第7条 推進会議及びワーキング部会の庶務は、健康福祉部健康局健康づくり推進課において処理する。

### 附則

#### (施行期日)

この要綱は、平成17年3月22日から適用する。  
平成24年3月5日改正（第3条及び第7条）。

### 附則

この要綱は、平成24年7月23日から施行する。  
この要綱は、平成26年5月8日から施行する。

## 熊本県歯科保健推進会議

(任期: H28.4.1～H30.3.31)

所属機関	職名	委員名	備考
熊本県歯科医師会	常務理事	田上 大輔	会長
熊本県歯科衛生士会	会長	越川 由紀	副会長
熊本県医師会	理事	土亀 直俊	
熊本県薬剤師会	理事	池川 登紀子	
熊本県歯科技工士会	副会長	上村 敬三	
熊本県看護協会	理事	吉村 圭子	
熊本県栄養士会	常務理事	澤田 恵子	

## 熊本県歯科保健推進会議ワーキング部会

所属機関	職名	委員名	備考
熊本県歯科医師会	常務理事	田上 大輔	
	理事	松本 信久	
熊本県歯科衛生士会	副会長	山田 郁子	
熊本縣市町村保健師協議会	保健師	原 由美	
熊本市	技術参事	伊形 治美	
八代市	技師	和久田 早希子	
熊本県宇城保健所	参事	緒方 恵理	
熊本県菊池保健所	参事	市野 浩司	

## 熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、県民の歯及び口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び歯科医師等、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者、食生活・食育関係者及び県民の役割等を明らかにするとともに、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士をいう。
- (2) 保健医療関係者 保健医療サービスを提供する者で、歯及び口腔の健康に関する活動、指導、助言又は医療行為を行うもの（歯科医師等を除く。）をいう。
- (3) 教育関係者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校において、幼児、児童、生徒又は学生の歯及び口腔の健康に関する指導を行うものをいう。
- (4) 福祉関係者 福祉サービスを提供する者で、歯及び口腔の健康に関する活動、指導、助言又は医療行為を行うものをいう。
- (5) 学校等 保育所、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校をいう。
- (6) 食生活・食育関係者 地域及び学校等において栄養指導、食生活の相談等食育推進活動に携わる管理栄養士、栄養士、調理師、食生活改善推進員等をいう。
- (7) 保険者 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合をいう。

### (基本理念)

第3条 歯及び口腔の健康づくりは、すべての県民がその年齢又は心身の状況に応じた良質な歯及び口腔に係るサービスの提供を受けられるようにすることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する総合的かつ効果的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携等)

第5条 県は、市町村と連携し、及び協力して歯及び口腔の健康づくりの施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(市町村等への支援)

第6条 県は、市町村が歯及び口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する場合には、その求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者、事業者及び保険者が行う歯及び口腔の健康づくりの活動に対し、広域的又は専門的見地からの情報の提供及び助言を行うものとする。

(歯科医師等の役割)

第7条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、県が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策並びに市町村が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する保健サービスに協力するよう努めるものとする。

2 歯科医師等で組織される団体は、県民が行う歯及び口腔の健康づくりに関する取組を支援するための研修を実施するよう努めるものとする。

(保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者及び食生活・食育関係者の役割)

第8条 保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者及び食生活・食育関係者は、基本理念にのっとり、県民が行う歯及び口腔の健康づくりに関する取組を支援するよう努めるものとする。

2 保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者又は食生活・食育関係者でそれぞれ又は連携して組織される団体は、県民が行う歯及び口腔の健康づくりに関する取組を支援するための研修を実施するよう努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、事業所で雇用する従業員の歯科に関する健康診断の機会の確保その他の歯及び口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする

2 保険者は、基本理念にのっとり、被保険者及びその被扶養者の歯科に関する健康診断の機会の確保その他の歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第10条 県民は、歯及び口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう自ら努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策又は保健サービスを活用するとともに、歯科医師等の支援を受けることにより、歯及び口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

3 保護者は、家庭において、その子どものむし歯及び歯周病の予防及び早期治療の勧奨、健康な食生活の実現その他歯及び口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

(歯科保健医療計画)

第11条 知事は、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進するため、歯及び口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「歯科保健医療計画」という。）を定めるものとする。

2 歯科保健医療計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 歯及び口腔の健康づくりに関する基本的な方針

(2) 歯及び口腔の健康づくりに関する目標

(3) 歯及び口腔の健康づくりに関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

3 知事は、歯科保健医療計画を定めようとするときは、あらかじめ市町村、歯科医師等、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者及び食生活・食育関係者の意見を聴かなければならない。

4 知事は、歯科保健医療計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、歯科保健医療計画の変更について準用する。

(施策の推進)

第12条 県は、県民の歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 県民が生涯にわたり歯及び口腔の健康づくりに関して知識及び理解を深めるために必要な啓発並びに県民の歯及び口腔の健康づくりに寄与する人材の育成を推進すること。

(2) 乳幼児及び少年（小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者をいう。）に対し、市町村、歯科医師等、保健医療関係者及び教育関係者との連携を図り、歯磨き、フッ化物応用その他のむし歯及び歯周病の予防のための対策を推進すること。

(3) 障害者、介護を必要とする者又は妊婦に対し、市町村、歯科医師等、保健医療関係者及び福祉関係者との連携を図り、口腔機能の向上又は歯周病の予防のための対策を推進すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを図るために必要な施策を推進すること。

(学校等への支援)

第13条 県は、幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯周病を予防するため、学校等における歯磨き、フッ化物洗口の普及その他の効果的な取組に関し必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校等においてフッ化物洗口が実施される場合は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条の規定による学校保健計画又はこれに準じた計画に位置付けることその他のフッ化物洗口の的確な実施のために必要な助言を行うものとする。

(歯科保健等に関する実態調査)

第14条 県は、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を実施するため、県民の歯科保健及び歯科疾患の実態について必要な調査を行うものとする。

(年次報告)

第15条 知事は、毎年度、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成22年11月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている歯及び口腔の健康づくりに関する県の基本的な計画であって、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進するためのもは、第11条第1項の規定により定められた歯科保健医療計画とみなす。

附 則（平成29年3月24日条例第19号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条中熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第3条第1項の改正規定及び第4条中熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例第2条第5号の改正規定（「保育所」の次に「、幼保連携型認定こども園」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。